

港区立筭小学校いじめ防止基本方針

平成26年11月29日策定

校長 石井卓之

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近な人権侵害である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するために、学校、保護者、地域など、区民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

2 学校及び教職員の責務

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめ防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめや不登校など子供たちの問題行動は複雑化・潜在化し、学校内部だけでは対応が難しい状況になっている。そのため、子供にかかわる有識者を加え、広い視点から問題行動を分析し、その対応策を検討する必要があることから、いじめ対策委員会を設置する。